

平成 23 年 3 月 10 日

各 位

日東ベスト株式会社
代表取締役社長 内田淳

爽健亭事業本部横浜工場商品の J A S 法違反について
(品種表示をしたおにぎりに別の品種の米が混入)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 2 月 8 日及び 2 月 24 日に、弊社爽健亭事業本部横浜工場において、農林水産省より立入検査を受けた結果、製造商品の一部が「加工食品品質表示基準（J A S 法）」違反である旨の指摘を受け、調査結果を 3 月 10 日に農林水産省に報告いたしました。

お買い上げいただきましたお客様をはじめ関係各位に、多大なるご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

内容については以下のとおりです。

対象商品 ・「塩むすび（会津こしひかり）」

平成 22 年 7 月 7 日から平成 22 年 11 月 3 日まで、589, 258 個

・「塩むすび（福島県産特別栽培米 会津こしひかり）」

平成 23 年 1 月 5 日から平成 23 年 2 月 20 日まで、167, 934 個

（両者とも首都圏の一部コンビニエンスストアにて販売）

指摘内容 ・少なくとも、消費期限が、平成 22 年 10 月 13 日 3 時、平成 23 年 1 月 7 日 20 時、平成 23 年 1 月 8 日 3 時の商品にコシヒカリ以外の品種の炊飯米が混入していたこと。

・当該商品は、加工食品品質表示基準（J A S 法）に違反しており、「会津こしひかり」及び「特別栽培米」を強調表示することができないこと。

調査結果 社内調査の結果、

・会津コシヒカリの仕入数量、使用数量は、商品の出荷数量と一致していた。

・米を水に浸漬する水槽において、同一の水槽で複数種の米を順番に重ねて使用していたのが、原因と断定した。

対 策 同一の水槽での複数種の米の浸漬を禁止したほか、工程マニュアルの作成と記録の義務化等の再発防止策を取りまとめ、2 月 24 日から順次実施している。

今回のご指摘を真摯に受け止め、今後このようなことのないよう、再発防止に努めてまいります。

つきましては、引き続き倍旧のご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

※ お問い合わせ先：爽健亭事業本部 副本部長 嗟峨秀夫

TEL 045(521)1251 E-mail h-saga@nittobest.co.jp

（受付時間：平日午前 9 時から午後 6 時まで）